

2023年5月23日

保険薬局 各位

社会福祉法人聖霊会 聖霊病院  
院長

## 一般名処方調剤報告、後発品医薬品の変更報告書に係る取り扱いについて

平素より、院外処方の適正な運用にご協力いただきありがとうございます。

これまで当院から発行した院外処方せんにおいて、応需した保険薬局より一般名処方の変更調剤及び後発医薬品についての FAX 報告をいただいております。このたび、厚生労働省通知「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）」を参考に、以下へ対応を変更しました。

### 【今後の対応】

- 保険薬局からの一般名処方調剤報告、後発医薬品の変更調剤報告は不要とします。
- 必ずお薬手帳の発行・記載を行い、医療機関へ持参するよう指導をお願いします。
- 同意いただけない場合は、従来通り FAX にてお送りください。なお、ご同意いただける場合は特段の連絡は不要です。

今回の運用方法の変更にあたっては以下厚生労働省通知における「あらかじめ合意が得られている場合」に基づいて変更するものであります。

参考：厚生労働省通知（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）について  
変更調剤の報告

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

以上、よろしくお願いいたします。